

介護老人保健施設西光苑 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人光仁会が運営する介護老人保健施設西光苑（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話（以下「サービス」という。）を行うことにより、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、地域の中核施設となるべく居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村等と連携を図り、利用者が地域において総合的かつ効率的にサービスの提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設は、明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービスの提供に努める。
- 5 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努める。また、入所者及びその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 6 利用者又はその家族の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドライン等に則り、当施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、当施設でのサービスの提供にかかる以外の利用は、原則として行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 西光苑
- (2) 開設年月日 平成4年6月15日
- (3) 所在地 佐賀県伊万里市山代町峰 6545 番地 11
- (4) 電話番号 0955—28—1115 FAX 番号 0955—28—4888
- (5) 管理者名 古賀浩作
- (6) 介護保険指定番号 佐賀県指令 4 高第 12 号

(従業者の職種、員数)

第4条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人(医師を兼務)
(2) 医師	1人(管理者を兼務)
(3) 薬剤師	1人(非常勤、常勤換算で0.3人)
(4) 看護職員	8人以上
(5) 介護職員	20人以上
(6) 支援相談員	1人以上
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1人以上(常勤換算で0.8人以上)
(8) 栄養士・管理栄養士	1人
(9) 介護支援専門員	1人
(10) 事務員	必要数

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じると共に、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。また、要介護状態の区分変更及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、食事の提供を行うと共に、栄養ケア・マネジメント等により、利用者の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてると共に、要介護状態の区分変更及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は当施設に関わる事務全般を担うと共に、適正な当施設運営の管理を図る。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、80人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、食事の提供及び栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り当施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会時間は、午前8時30分から午後7時00分迄とする。
- ・ 消灯時間は、午後9時00分とする。
- ・ 外出・外泊は、事前の届け出を必要とする。
- ・ 飲酒は、行事等で当施設が許可する以外は、原則禁止とする。
- ・ 喫煙は、指定された所定の場所のみとする。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、自由に利用できる。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に必要な程度とする。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは、原則禁止とする。（但し、必要がある場合には利用者の責任のもと管理すること。）
- ・ 外泊時等の当施設外での受診は、原則禁止とする。（但し、緊急時の場合は除く。尚、その旨は必ず当施設に連絡すること。）
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設管理者（又は代行者）を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービスの提供にあたって事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行うと共に、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行う。

2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 15 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人光仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 19 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 20 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。
 - 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当施設の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 27 年 1 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。